

広島県告示第三百二十四号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十七年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

大倉医院	名 称	三次市南畑敷町二二七番地一	所 在 地	平成二七年四月三日	撤 回 年 月 日
------	-----	---------------	-------	-----------	-----------